

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年9月30日

【会社名】 株式会社三ツ知

【英訳名】 Mitsuchi Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村 瀬 修

【本店の所在の場所】 名古屋市守山区藪田町510番地

【電話番号】 052-798-1126(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 樋 口 哲 也

【最寄りの連絡場所】 名古屋市守山区藪田町510番地

【電話番号】 052-798-1126(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 樋 口 哲 也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年9月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 45円 総額 113,935,005円

ロ 効力発生日

平成27年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行することとし、これに伴う規定の新設、公告方法の変更等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、村瀬修、石黒勝、樋口哲也、荒木直人の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、大西義弘、堤泰久、山口靖雄の各氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年間240,000千円以内とし、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とする。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名及び常勤監査役1名に対し、当期の業績等を勘案して総額10,540千円（取締役分10,115千円、監査役分425千円）を支給する。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役の高木隆一氏、退任監査役の近藤正行氏及び杉山森夫氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	18,295	5		(注) 1	可決 99.97
第2号議案 定款一部変更の件	18,106	194		(注) 2	可決 98.93
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件				(注) 3	
村 瀬 修	18,294	6			可決 99.96
石 黒 勝	18,293	7			可決 99.96
樋 口 哲 也	18,293	7			可決 99.96
荒 木 直 人	18,293	7			可決 99.96
第4号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件				(注) 3	
大 西 義 弘	18,288	12			可決 99.93
堤 泰 久	18,288	12			可決 99.93
山 口 靖 雄	18,101	199			可決 98.91
第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件	18,292	8		(注) 1	可決 99.95
第6号議案 役員賞与支給の件	18,291	9		(注) 1	可決 99.95
第7号議案 退職慰労金贈呈の件	18,099	201		(注) 1	可決 98.90

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。